

「日本舌側矯正歯科学会誌 全巻全号電子アーカイブ化に伴う著作権委譲に関する告知 (お願い)

会員ならびに著者各位

日本舌側矯正歯科学会 (以下「本会」という) は、1990年の創刊以来、学会誌「日本舌側矯正歯科学会誌」ならびに学会誌「日本舌側矯正歯科学会誌 (以下「本誌」という) を刊行して参りました。19年の長きに渡り本誌を刊行できましたことは、ひとえに会員各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

此の度、本会は科学技術進行機構の電子アーカイブ対象選定委員会によって、本会の本誌が創刊号以降の全巻全号を電子化してアーカイブされる対象誌として選定されました。

この電子アーカイブとは、誌面を電子化し、同機構インターネットウェブサイト上で公開することをいいます。

これにあたっては、電子化された論文はすべてが同機構のサーバーに保存されるため、著作権が本会に帰属していることが条件になります。

本誌の電子アーカイブ化にあたっては、著作権法により、掲載された論文などの著者からその著作権 (複製権、公衆送信権を含む) の許諾又は譲渡を必要とします。

現在は投稿規定に論文などの著作権が本会に帰属することが定められておりますが、投稿規定内に著作権規定を定める以前に掲載された論文等については、著作権の委譲が明確にされていない状態となっております。

これらの事情から本電子アーカイブ化を進めるにあたり、創刊号以来の著作についても著作権は本会に帰属して頂く事として戴く事と致したく、本来であれば会員ならびに著者の皆様お一人ずつに「著作権の許諾手続き」を行うべきではございますが、当該広告を以て著作権の譲渡をお願い申し上げる次第でございます。

万一、この件に関しましてご了承戴けない場合、あるいはご不審の点のある場合は、2010年3月31日までに本会事務局に文書または電子メールでお申し出下さい。本会は、このお知らせが著者の皆様に触れる事を前提としておりますが、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合には、期限を過ぎましても、あらためて個別に相談させていただく所存です。なおお申し出のない場合には、ご了承戴けたものとし、電子アーカイブとして公開する時期が参りました段階で、論文も掲載させて戴きたいと存じますが、公開後の会員ならびに著者の皆様からの記事取り下げ要求に際しても柔軟に対応させていただきます。

又、前述のとおり、創刊号以降の全巻全号を電子アーカイブ化にあたって本会に全ての冊子が所蔵されていないと確認された場合には、改めて会員ならびに著者各位に対して該当冊子の寄贈をお願いする場合がございますので、その際には何卒、会員および著者各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

〒 162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 519 番地 洛陽ビル 3F

株式会社 春恒社 学会事務部 内

TEL: 03-5291-6231

FAX: 03-5291-2176

e-Mail: [JLOA@shunkosha.com](mailto:JLOA@shunkosha.com)